



法テラス江差通信

●お問い合わせ 法テラス江差法律事務所 (第82号)
☎050・33383・5563

労働問題について

今回は、労働問題についてお話します。
みなさんは、有給休暇を取得していますか？

年次有給休暇の取得については、労働基準法では、『6か月継続して勤務』かつ『労働日の8割以上勤務』した労働者に対して、10日分の有給休暇の付与を定めています（労働基準法39条1項2項）。
もっとも、労働者が希望する日に必ず有給休暇を取得できるとは限りません。

使用者側の業務遂行が滞ってしまう場合があるからです。
そのため法は、有給休暇の付与が『事業の正常な運営を妨げる場合』には年次有給休暇の時期を変更することができる（同39条5項ただし書き）と規定しています。

法は、時間外、休日、深夜労働に関する使用者の割増賃金支払義務を定めています（法37条）（ただし、労使協定で変形労働時間制が定められている場合は別途検討を要します）。

時間外労働とは1日8時間・週40時間を超える労働をいいます。また、深夜労働とは、午後10時から午前5時までの労働をいいます。

す。
仕事は、私たち労働者の生活を支え、生きがいや喜びを与えてくれるものでもあります。仕事のし過ぎはかえって私たち労働者の生活を脅かす可能性もあります。仕事と生活の調和（ワークライフバランス）の実現が住みよい社会の実現につながるのではないかなと思います。

住みよい社会の実現のために、労働者も使用者も、まずは法に定められた事項を遵守することが第一歩につながるのではないかと思います。

有給休暇や残業代請求に関するご相談、そのほか解雇や退職勧奨に関するご相談がありましたら、当事務所にお越しく下さい。
収入要件を満たすなど、場合によっては無料で法律相談を受けられる場合があります。
まずは、お気軽にご連絡ください。

●ご相談のご予約は
050-33383-5563まで
(法テラス江差 弁護士 廣田朋子)



道立江差病院だより ☎52-0036

1月の外来診察日程

整形外科	午前	月曜日から金曜日
循環器内科	午前 午後	月曜日から金曜日 月曜日と金曜日
消化器内科	午前 午後	月曜日から金曜日 火曜日
呼吸器内科	午前 午後	金曜日 木曜日
総合診療(外科)	午前	火曜日と水曜日と木曜日
外科	午前	13日のみ
小児科	午前	月曜日から金曜日 午後からの受診は事前に連絡願います。
泌尿器科	午前 午後	月曜日から金曜日 水曜日
精神科	午前 午後	月曜日から金曜日 月曜日
産婦人科	午前	月曜日から金曜日
耳鼻咽喉科	午前	4日・11日・12日・17日・18日 25日・26日・31日
眼科	午後 午前	11日・25日 12日・19日 (予約以外の方は10時までに受付)
皮膚科	午前	火曜日
神経内科		6日・20日

診療科によって、曜日によって担当医が変わります。御確認ください。
受付 8時～11時30分(初診の方は、9時から)
時間 13時～14時30分
予約受付時間(定期患者のみ) 13時～16時

りら先生の肩疾病講座(その2)

五十肩の症状は三期に分けられ、一般に発症から約2週間の急性期、その後約6ヵ月間の慢性期を経て回復期に至ります。急性期には運動時痛に加えて安静時痛や夜間痛が出現し、徐々に関節拘縮が現れて肩の可動域が制限されます。慢性期には徐々に痛みが軽減し日常生活でも患肢をかばう必要がなくなります。回復期には痛みが軽減し生活に支障はなくなり、徐々に可動域が自然回復します。治療方針は肩関節の痛みを和らげて、かつ可動域を改善することです。急性期の痛みの強い時期には荷物や肩を上げる動作で肩に負担をかけないようにし、比較的安静を保ちます。慢性期や回復期では痛みの状態を確認しながら、関節の拘縮を改善する運動で積極的に肩を動かすようします。除痛には薬物療法が有効で、鎮痛薬を使用し、痛みが強い場合には肩関節に局所麻酔薬やヒアルロン酸を注射する除痛法もあります。薬物療法、運動療法、理学療法で改善することが多いため、ほとんどの症例で手術は必要ありません。

肩関節の拘縮が残存した場合に侵襲性の低い関節鏡視下授動術などを施行することができます。



☆年末年始のお休みは

12月29日(木)から1月3日(火)です。

※診察日は、予定であり変更になる場合もあります。事前に病院にご確認の上、受診してください。

☆職員募集のお知らせ：臨時および看護師職員、臨時看護助手を常時募集しております。(離職した方でも、正職員として再就職可能です。)助産師、薬剤師、臨床工学技士も募集しております。☎52-0036(内線202) 総看護師長 中野 次回の職員試験実施予定日は1月21日です。詳しくは、北海道病院管理室ホームページへ

年金相談のご案内
(完全予約制)

★日時:1月24日(火) 9:30~15:00 ★場所:江差町役場 ★予約先:江差町役場 町民福祉課 国保医療係 ☎52-6725 ※予約は開設日の3日前まで

